

地域密着型サービスの公募について

1 公募について

地域密着型サービスの公募指定については、介護保険法第78条の14第2項において、「市長は公募指定をしようとするときは、厚生労働省令で定める基準に従い、その応募者のうちから公正な方法で選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定するものとする。」とあります。

芦屋市では、より質の高いサービス提供の確保及び指定を公平に進める観点から、事業者の指定に先立ち希望事業者の応募を受け付けたのち、選考委員会による選考を行い指定候補事業者を決定することとしています。

- 2 公募サービス種別 看護小規模多機能型居宅介護
- 3 開設予定時期 令和4年度（令和3年度中着工，令和4年度中開設）
- 4 整備予定圏域 精道圏域（他圏域での整備についても可能）
- 5 公募開始時期 令和3年6月頃（予定）